

補助事業計画書・成果報告書－1

計画 平成27年 4月 1日 策定

平成28年 4月 1日 修正

成果報告 令和 2年 5月31日 報告

担当課

危機管理室

補助金等の名称	平成22年度の震災による佐倉市被災者住宅再建資金利子補給補助金
---------	---------------------------------

予算科目	一般会計	款	2	項	1	目	12
予算事業名	災害救援体制整備事業						
実施計画の位置づけ	災害時の総合的な支援体制を確立いたします。						

補助金分類							
国県補助の状況	国付・ 県付 ・国直接・県直接・国県補助なし						118 千円
交付先	次の全てに該当する被災者等。 1. 震災により罹災していることの証明を佐倉市長から受けた住宅(以下「被災住宅」という。)を自己又は親族が所有する者で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 2. 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を佐倉市内で行う者、又は佐倉市内の被災住宅の補修を行う者 3. 住宅再建資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受けた者 4. 利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない人又は他から受けようとしていない者						
支出根拠規定	佐倉市災害対策条例、佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則、平成22年度の震災による佐倉市被災者住宅再建資金利子補給補助金交付要綱						

補助の目的	当該補助金を交付することにより、平成22年度の震災により、住宅に損害を被った者の住宅復興を促進させることを目的とする。
補助の効果	平成22年度の震災により住宅に損害を被った者の住宅復興を促進する。
補助対象事業の具体的内容	平成22年度の震災による住宅復興において、住宅再建資金に係る借入金に対し、支払った利子への利子補給事業。
対象経費及び補助率	○補助対象経費 住宅再建資金に係る借入金(100万円以上、上限500万円)に対し支払った利子 ○補助金の交付の対象となる期間 借入金に係る利子の支払開始日から5年を限度(無利子期間又は利子支払の猶予期間等がある場合は、当該期間を含む。) ○補助金の額等 補助金の額は、1月1日から12月31日までの期間における利子補給対象借入金について月単位で算定した借入残高の年利3%又は融資利率のいずれか低い方に相当する金額。
補助金額の根拠	金融機関からの借入額の利息分
備考	
1/2を超えて補助、設立5年を超えて運営費補助する理由	
その他	
補助期間	平成27年 4月 1日～令和2年 3月31日

補助事業計画書・成果報告書－2

		担当課	危機管理室	
補助金等の名称		平成22年度の震災による佐倉市被災者住宅再建資金利子補給補助金		
平成27年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値		決算額 〔千円〕
	1,600	40件		1,448
	各年度成果値			
	利子補給補助金 36件(1,448,327円)			
成果達成状況の分析と今後の方策				
千葉県補助事業でも期間5年であり、今後も一定の申請件数が見込まれる。また被害の状況に応じた、被災者支援は今後も行う必要がある。				
平成28年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値		決算額 〔千円〕
	1,600	40件		1,338
	各年度成果値			
	利子補給補助金 35件(1,338,208円)			
成果達成状況の分析と今後の方策				
千葉県補助事業でも期間5年であり、今後も一定の申請件数が見込まれる。また被害の状況に応じた、被災者支援は今後も行う必要がある。				
平成29年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値		決算額 〔千円〕
	1,600	40件		795
	各年度成果値			
	利子補給補助金 28件(794,701円)			
成果達成状況の分析と今後の方策				
千葉県補助事業でも期間5年であり、今後も一定の申請件数が見込まれる。また被害の状況に応じた、被災者支援は今後も行う必要がある。				
平成30年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値		決算額 〔千円〕
	1,600	40件		322
	各年度成果値			
	利子補給補助金 10件(322,277円)			
成果達成状況の分析と今後の方策				
平成30年3月31日を以て東日本大震災を対象とした申請期限が終了となった。今後も被害の状況に応じた、被災者支援は今後も行う必要がある。				
令和元年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値		決算額 〔千円〕
	1,600	40件		166
	各年度成果値			
	利子補給補助金 4件(166,282円)			
成果達成状況の分析と今後の方策				
平成30年3月31日を以て東日本大震災を対象とした申請期限が終了となった。今後も被害の状況に応じた、被災者支援は今後も行う必要がある。				
計画期間終了後の最終的な目標値	被災者への支援 200件			
計画期間終了後の最終的な成果値	被災者への支援 113件			